

けいしちょう

秋号

【第84号】
平成30年
発行/警視庁 総務部 広報課
〒100-8929 東京都千代田区霞が関2-1-1

主な記事 【ワイド企画】自分は平気と思っていない? 進化する詐欺電話の手法 【お知らせ】公開捜査～情報を求めます～ 警視庁指定重要指名手配
【コラム】バイクの運転 その油断が命取り 【コラム】悪質なショッピングサイトにご用心! 【お知らせ】全国地域安全運動 【お知らせ】ピーポーズメンバー募集! ほが

歩道では 歩行者優先 忘れずに



歩行者優先

小さな子どもからお年寄りまで、多くの人が利用する自転車。とても便利な乗り物ですが、乗り方によってはケガをしたり、人を傷つける凶器にもなります。自転車に乗るときは交通ルールを守りましょう。

自転車〇×クイズ

1. 自転車は、免許証がなくても乗れるから、「歩行者」の間である。 → ○×
2. 自転車で歩道を走行するときは、スピードを出してもいい。 → ○×
3. 横断歩道を渡っている人がいても、急いでいるときは、歩行者の間をすり抜けて通ってもいい。 → ○×

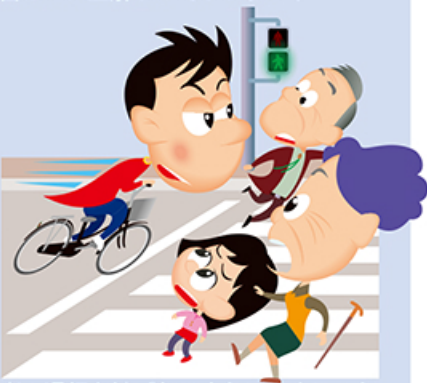
こたえは全部、「×」です。皆さん、正解したでしょうか? 自転車は「車両」の間です。

原則、車道の左側を走ることになっていますが、一定の条件の下(※)では歩道を走ることができます。

- 歩道を走行するときは、歩行者優先で! 歩道の車道側を徐行してください。また、歩行者が多いときは、自転車を降りて押して歩きましょう。
- 横断歩道を渡っている人、渡ろうとしている人がいるときも、歩行者優先で! 歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

急いでいても、スピードを出し過ぎないように注意して、安全で優しい運転を心がけましょう。

※(1)歩道に「自転車通行可」の標識があるとき(2)13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人(3)道路工事などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、車道を通行するのに危険がある場合など、自転車の通行の安全のため、やむを得ないと認められるとき(道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条)



けいしちょう自転車安全教室

ゲーム感覚で、自転車のルールを学ぶことができるコンテンツです。スマートフォンやパソコンで簡単にアクセスできます。さあ、友達や家族みんなでレッツトライ!



小中学生向



高校生以上向



プレゼントコーナー

ピーポくん珪藻土コースターを抽選で200名様にプレゼントします。

応募方法

はがきに①郵便番号・住所 ②氏名 ③年齢 ④本号で印象に残った記事 ⑤今後掲載して欲しい記事 をご記入の上、〒100-8929(住所不要)

警視庁広報課「広報けいしちょう」担当までお申し込みください。

締切 10月31日(水) 消印有効

当選発表 プレゼントの発送をもって発表といたします。

絵柄は2種類ありますが、プレゼントはどちらか1枚となります。どちらが当たるかお楽しみに!

※応募時にご記入いただいた個人情報につきましては、抽選及びアンケート集計事務にのみ使用いたします。

